

**平成26年度 第2回四街道市指定管理者選定評価委員会
(福祉施設等合議体) 会議概要**

開催日時	平成26年8月25日(月) 13:00~18:10
開催場所	四街道市役所 こども保育課2階会議室
出席委員	石村委員(会長)、幸田委員(副会長)、後藤委員、大塚委員、中津川委員
欠席委員	なし
事務局	行革推進課:永易課長、濱田副主幹、安永副主査、小安副主査
説明者	福祉政策課:安井課長、關主査 障害者支援課:吉橋課長、杉本副主査 こども保育課:伊藤主査
開催形態	公開
傍聴者	0人

会議概要

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 諮問(指定管理者評価依頼書により諮問)
- 5 議事録署名人の選出(大塚委員、中津川委員を選出)
- 6 指定管理者評価方法及び評価基準等について
- 7 議題
 - (1) 平成25年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価
 - ① 四街道市国民保養センター鹿島荘
 - ② 四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里
 - ③ 四街道市福祉作業所
 - (2) 平成25年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価に係る答申(案)
 - ① 四街道市国民保養センター鹿島荘
 - ② 四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里
 - ③ 四街道市福祉作業所
- 8 答申(指定管理者評価結果通知書により答申)
- 9 その他
- 10 閉会

委員意見等

議題1 平成25年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価

① 四街道市国民保養センター鹿島荘

所管課 資料説明

後藤委員 浴室の運営に関して、地下水と温水(クリーンセンターの余熱利用)の使用量は各々どうなっているか。

所管課 具体的な数量については把握していない。

後藤委員 本施設はクリーンセンターの余熱利用を目的とした施設であると思うが、その効果が資料から見えてこない。供給管の維持補修や送水のコストなど、経費だけを考えれば温水を使用しない方が効率的である可能性もあると思うがいかがか。

所管課 クリーンセンターから距離が離れていることや施設の老朽化などから、近年は十分な温水の供給を受けることができていないと聞いている。しかしながら、本施設はクリーンセンターとセットアップしているため、クリーンセンターを巡る諸問題が解決するまで、大規模な改修・移転などを行うことができない状況となっている。

中津川委員 参考までに、本施設の将来展望を聞かせてもらいたい。

所管課 昨年度の選定時において、地域福祉施設への用途変更に向けた準備期間とするため暫定的な措置として2年間の指定延長をお願いしたところであるが、その後の議論の結果、現行の温浴施設を継続する方針が議会で承認されたため、新施設への移行は凍結状態となっている。今後の方向性としては、本施設がクリーンセンターの余熱利用を目的とした施設である限り、熱源となるクリーンセンターを巡る諸問題が解決するまで、現行どおりの施設運営が継続していく予定である。

大塚委員 業務計画書に関して、利用者数、利用料金、教室参加者数、浴槽利用者数について各々目標値が示されているが、その設定根拠や具体策はどのようなものか。

所管課 指定管理者が自ら設定した数値であり、その設定根拠については把握していない。また、個別の具体策についても把握していない。

大塚委員 昨年の会議においても指摘したが、具体策が示されないまま数値だけを掲げているものは計画書とは言えない。PDCAのマネジメントサイクルを適切に回すためには、「いつまでに」「何をするのか」など具体的な活動目標を明確に示す必要がある。所管課としてもその内容をきちんと把握しておく必要がある。

中津川委員 同意見である。結果を見ても具体的に「何をしたのか」が見えてこない。また、努力した部分についても、指定管理業務の執行状況(評価資料3)の説明からは一切伝わってこない。指定管理者による自己評価がすべて「A(水準以上)」であるのに対して、所管課の評価がすべて「B(水準どおり)」となっており、互いの認識に差が生じている。所管課には、もっと現場に関わってもらいたい。

大塚委員 細かいことだが事業報告書の(折れ線)グラフが分かりにくい。白黒印刷することを考慮した資料作成(線種を変更するなど)をお願いしたい。

- 事務局 委員用の資料印刷は事務局が担当したものであり、次回の会議に向け対応を図っていく。
- 幸田委員 指定管理業務の執行状況（評価資料3）に関して、指定管理者の自己評価（施設運営に係る総括評価）に誤りがある。本来であれば「B（良好）」と評価するところが「A（優良）」となっている。単純な記載誤りと思うが、先の中津川委員の意見に関連して所管課のチェックが甘いと思う。
また、指定管理者の経営状況に関して、当期経常増減額がマイナスとなったことに問題はないのか。
- 所管課 法人全体として、指定管理事業によって生じた余剰金（黒字）の一部を市民に還元したため一時的にマイナスとなったものであり、経営上に支障を及ぼすものではないと判断している。また、指定管理者である公益財団法人地域振興財団を所管している財政課においても経営状況をチェックしており、問題は確認されていない。
- 大塚委員 事業報告書におけるアンケートの結果に関して、6件しか意見を吸い上げられていないことに課題があると思う。利用者に対する積極的なアプローチが必要であり、改善を検討してもらいたい。
- 中津川委員 アンケートの対応状況について、所管課としてはどう対応したのか。
- 所管課 今後内容を精査する予定であり、現時点で具体的な対応はできていない。
- 中津川委員 結果のフィードバックが重要であり、積極的に対応を図ることで、サービスの向上につなげてほしい。
- 石村会長 その他意見等なければ「四街道市国民保養センター鹿島荘」の指定管理者の評価についての質疑はこれで終了とする。

② 四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里

- 所管課 資料説明
- 大塚委員 業務計画書の収支予算に関して、南部総合福祉センターわろうべの里の「雑収入」の内容は何か。
- 所管課 施設内に設置している印刷機の使用料や自動販売機の売上げなどである。
- 大塚委員 児童センターと老人・ふれあいセンターの収支を分けて記載しているが、「雑収入」や「器具什器費」「研修費」など、児童センターのみに計上されている科目が複数ある。適切な内容となっているのか。
- 所管課 指定管理者内部の会計処理の問題であるため、詳細について把握していない。
- 大塚委員 各センターの費用対効果を分析するために経費を分類しているものと思うが、このままでは正確なコスト把握はできないと思う。
また、利用者数のカウント方法はどうか。
- 所管課 基本的には貸室の利用人数を計上しており、自由に出入りする利用者に関しては、把握が困難であることから正確な数値は捉えていない。

- 大塚委員 実際には報告以上の利用があるものと思うが、利用率の向上を評価するに当たってできるだけ正確な数値の把握に努めてもらいたい。
- 後藤委員 25年度は、開館日や開館時間の拡大を行ったことにより、前年度比で約1万人の増加となっているが、変動の大きさからして信頼性のある数値なのか。
- 所管課 20年度から24年度までの1日当たりの平均利用者数をもとに25年度の数値を検証したところ、利用者の増加数に特段の異常はみられず、妥当な数値であると判断している。
- 幸田委員 指定管理料の利益について、指定管理者の努力によって出た利益（黒字）は、すべて指定管理者に帰属するという考えでよいか。
- 事務局 本市の場合、指定管理料の精算は行ってない。また、利益率に一定の制限を設けることもしていない。指定管理者の努力を市がすべて吸い上げてしまうことは、指定管理者の意欲を削ぐ結果につながるものと考えている。
- 幸田委員 それが指定管理者制度の本来の趣旨であろうと思うが、あまりにも過大な利益が出てしまうことについては問題があると思う。今回であれば、総合福祉センターで約300万円、南部総合福祉センターわろうべの里で500万円の余剰金（黒字）が発生しており、指定期間を通算すると多大な利益が予想される。本来であれば、施設の管理運営に充てられる経費であることから、指定管理者が主体的に設備投資などに還元していくようになることが理想であると思う。
- 事務局 基本的には、指定管理事業により得た収益の用途は指定管理者の裁量に委ねられるものであり、市として還元を強要することはできない。ただし、新たに指定を行う際には、余剰金の多寡を考慮しながら指定管理料の上限額を設計しており、収支率も参考にしているところである。指定管理者の意欲を削がぬよう、経費削減だけではなく適正な指定管理料の設定に努めていくことが重要であると考えている。
- 幸田委員 指定管理者による施設修繕の範囲として20万円以内という線引きを行っているが、協定内容に縛られることなく積極的な投資を期待したい。結果として市民サービスの向上につながるはずである。
- 中津川委員 民間能力を活用するという趣旨からも、もっと弾力的な制度運用が図られることが望ましいと思う。
- 所管課 指定管理者に対しては、当該指定管理者が施設を管理しているから良好な状態が維持されているという実績を作ってほしいと話をしており、単年度ではできなくても指定期間全体を通じては、収益がサービスに還元されるよう事業の実施をお願いしている。
- 石村会長 指定管理業務の執行状況（評価資料3）に関して、「苦情処理」「修繕等」の項目で指定管理者による自己評価が「A（水準以上）」、所管課の評価が「C（水準以下）」と互いの認識に明らかな差が生じているがどういうことなのか。
- 所管課 南部総合福祉センターに設置しているクライミングウォールについて、昨年度7月

に指定管理者から所管課に対し、修繕の経費を確保してほしいとの連絡があった。所管課としては、新年度予算に経費を計上する必要があるため、指定管理者に対し見積の徴取を要求したところであるが、その後の連絡がなかったため、予算化することができず、結果として使用中止とする期間が生じてしまった。所管課として、見積の提出を催促しなかったという点に落ち度もあったが、事前の連絡もなく施設の一部を使用中止したほか、安全用のマットの異常についても報告漏れがあったことから、適正な対応が図られているとは判断できず「C」と評価したものである。

- 石村会長 指定管理者には、所管課による評価の結果を伝えているのか。
- 所管課 説明済みである。また、市長名で改善の勧告も出している。
- 幸田委員 結果として修繕に必要な経費はいくらだったのか。
- 所管課 クライミングウォールが約29万円、安全用のマットが約45万円となっており、本年度は予備費で対応することとなっている。
- 後藤委員 所管課としても、担当者の意識が低いと思う。予算措置ができなかったのは指定管理者の責任によるものだけではない。評価に対する認識の相違については、責任の押し付け合いにしか見えず、今後は同じようなことを繰り返さないよう注意してもらいたい。
- 中津川委員 一市民として、「誰のために仕事をしているのか」という部分に問題があると思う。利用者としては、金額や責任の所在よりも、とにかく使えるようにしてもらいたいというのが願いであり、施設を結果として利用できないという事態を招いたことは残念であり、今後は利用者のことを第一に考え、適切な対応を図ってもらいたい。
- 幸田委員 これまでの説明も踏まえ、資料の総合評価基準から判断すると、総合評価が「B(水準どおり)」というのはおかしいのではないか
- 所管課 本来であれば、「苦情処理」や「修繕等」に問題があったため、総合評価としても「C(水準以下)」と評価するところであるが、指定管理事業全体では、開館日数や開館時間の延長など利用率の向上に貢献しており、自主的な取り組みも加味した上で「B(水準どおり)」としたものである。
- 幸田委員 そのような理由があるのならば、判定理由としてコメントをきちんと記載するべきではないか。所管課の説明が不十分である。
- 石村会長 あくまで評価資料上の問題であるが、所管課としての最終的な総合評価はどうなるのか。総合評価基準によれば「C」となるはずであり整合が図られていない。例外的に「B」という評価をするのであれば、それなりの説明が必要である。
- 事務局 事務局としては、総合評価基準に基づく取扱いが原則であると考えており、改善の勧告を出すなど厳しい対応もしていることから、「C」と判断して差し支えないものと考えている。しかし、制度を運用していく中で判定方法に問題が生じるようであれば、今後見直しを図っていく必要がある。
- 幸田委員 所管課の評価は、委員会として評価を決定するための参考資料としての位置付けで

あるため、最終的には各委員が客観的な視点から判断すればよいものであり、所管課が「B」と評価しても、説明が十分であればとくに問題はないと考える。今後の状況を見ながら、事務局には基準の見直しについて検討してもらいたい。

石村会長 その他意見等なければ「四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろへの里」の指定管理者の評価についての質疑はこれで終了とする。

③ 四街道市福祉作業所

所管課 資料説明

大塚委員 指定管理業務の執行状況（評価資料3）に関して、指定管理者の自己評価及び施設所管課の評価がすべて「B（水準どおり）」となっているが、本施設の特異性を考慮しても「A（水準以上）」となるような項目はなかったのか。

所管課 協定書等の基準に照らし、その水準が適切に維持されたとの判断から「B」と評価したものであるが、様々な制約がある中で指定管理者も努力しており、今後の成果に期待しているところである。

大塚委員 指定管理者の収支状況（評価資料2）に関して、第一福祉作業所における支出科目のうち「賃借料」が増加した理由は何か。

所管課 内容を確認した上で、後ほど回答する。

中津川委員 施設の運営にボランティアの方も参加しているようだが、具体的にどのような活動をしているのか。

所管課 通所者と作業所生活を共にしながら、作業の手伝いや通所者の話し相手になるなど幅広い活動を行っていただいている。

幸田委員 通所手段がないために施設を利用できないという方も多いと推察するが、そのような潜在的ニーズについては把握しているか。場合によっては、送迎バスの運行などを検討してもよいのではないか。

所管課 自ら通所できることを利用の前提としている施設であるため、潜在的ニーズの把握については行っていない。同様に、送迎バスの運行についても想定していない。ただし、バス利用者にはバス停まで職員が付き添うほか、悪天候時には状況によって自宅まで送迎を行うなど、通所における安全確保の面に対応を図っている。

幸田委員 某県の施設において通所者に対する虐待という問題が発生したが、本施設ではそのような実態はないか。また、担当者のマナーや言葉遣いなどにも問題はないか。

所管課 そのような苦情は一切受けておらず、現地確認の結果を含め、問題なく適切に施設を運営しているものと判断している。

幸田委員 指定管理者の収支状況（評価資料2）に関して、第一福祉作業所及び第二福祉作業所共に200万円を超える余剰金（黒字）が発生しているが、利用者から備品の更新や施設の修繕など要望はないのか。サービス向上などの観点から、もっと積極的に投資してもよいと思うがいかがか。

- 所 管 課 必要に応じて施設の（小規模な）修繕を行うほか、レクリエーションやイベントなど通所者が楽しめる事業を積極的に提供している。
- 幸 田 委 員 事業報告書を見ると通所者の数は定員を下回っているようだが、「このような施設であれば利用してみたい」といった施設への要望や相談などはないか。
- 所 管 課 市の窓口（障害者支援課）において本施設を紹介しているが、質問のような要望や相談は受けていない。
- 大 塚 委 員 施設を利用できる方に対して、市から積極的な働きかけ（利用促進）はしているのか。
- 所 管 課 個人によって事情が異なるため、画一的な働きかけは行っていない。
- 大 塚 委 員 施設の意義は素晴らしいものであり、できるだけ多くの方に利用してもらいたいと思っている。また、他自治体の見本となるような施設を目指してほしい。
- 幸 田 委 員 事業報告書に関して、第一福祉作業所と第二福祉作業所の行事（実施事業）量に差があるように見えるが問題はないのか。
- 所 管 課 記載の方法の相違であり、第一福祉作業所では内部の職員研修や会議なども行事に含んでいるため行事量が多くなっている。基本的には、ほぼ同程度の行事量となっているはずである。
- 幸 田 委 員 同一の事業者が作成する資料であるため、統一した方法で資料を作成するよう改善をお願いしたい。また、職員の研修が充実しており、他の施設を視察に行くことは非常によいことと評価する。県内だけでなく県外にも目を向けるなど、今後も職員の育成に力を入れてもらいたい。
- 石 村 会 長 施設の利用状況（評価資料1）に関して、年間利用者数に減少が見られる。通所者を増やす努力はしているのか。数人単位ではあるが、第二福祉作業所では毎年右肩下がりですべて通所者が減っている。
- 所 管 課 先の説明のとおり、積極的な働きかけはできていない。
- 石 村 会 長 民間のサービスを選択する方が増えるなど本施設の通所者が減少していくなれば、市として施設を設置する意義が薄れているということとなり、将来的に「廃止」という方向性も考えられるのではないか。
- 大 塚 委 員 ただ受け入れるだけでなく、少しずつでも呼びかけをしていってほしい。
- 所 管 課 先に回答を保留していた「賃借料」の件について、増額の内容は一泊二日のバス旅行を実施した際のバスのチャーター代であった。なお、前年度には実施していない事業である。
- 幸 田 委 員 今後は多額の余剰金（黒字）を活用して、指定管理者には通所者が楽しめる事業を積極的に実施してもらいたい。
- 大 塚 委 員 施設を見学した際に入り口の看板に蔦がからまっていた。施設のイメージが明るいものになるよう常に綺麗な状態を維持してほしい。
- 所 管 課 現場に多く足を運びながら、細かい点にも注意していきたい。

石村会長 その他意見等なければ「四街道市福祉作業所」の指定管理者の評価についての質疑はこれで終了とする。以上で議題1を終了する。

議題2 平成25年度に実施された指定管理者による施設管理状況の評価に係る答申（案）

① 四街道市国民保養センター鹿島荘

事務局 資料説明

石村会長 意見等あるか。

意見等なければ「平成25年度四街道市国民保養センター鹿島荘に係る指定管理者評価表」については原案のとおり決定する。

② 四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里

事務局 資料説明

石村会長 意見等あるか。

意見等なければ「平成25年度四街道市総合福祉センター及び南部総合福祉センターわろうべの里に係る指定管理者評価表」については原案のとおり決定する。

③ 四街道市福祉作業所

事務局 資料説明

石村会長 意見等あるか。

意見等なければ「平成25年度四街道市福祉作業所に係る指定管理者評価表」については原案のとおり決定する。以上で議題2を終了する。

答申後、閉会